

DXの加速に向けた行政事務のBPR（業務改革）に関する伴走型支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 契約の目的

豊田市は、市民の利便性向上を図るため、「豊田市デジタル強靱化戦略(別添資料1)」を策定し、デジタル技術の活用によって、組織の経営・あらゆるサービスなどを改革し、今までにない「つながり」、そこから「つくられる」新たなサービス、そしてそれらを楽しみながら暮らしを楽しめる新たな豊田市を目指している。

実現のためには、社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、新しいデジタル技術を活用した、利便性高く、質の高いサービス提供を可能とするための業務改革が求められている。自治体においては限られた職員数で複雑化、多様化する課題を解決していかなければならない状況下において、アナログでの対応から、デジタル技術の活用を中心とする対応に移行するために、DX(デジタルトランスフォーメーション)・BPRを行い、サービスの向上と職員の業務効率化を同時に実現していくことが必要である。

こうした状況を踏まえ、対象業務に対して、業務量やプロセス等を可視化することで業務の問題点及び課題を分析し、業務プロセスの見直しや業務における徹底的な効率化を図るとともに、本業務を通して、職員自らがBPR手法を習得し、業務改善に取り組むことが可能になり、本市のDXが加速していくことを目的に本業務を実施する。

2 契約の概要

(1) 委託業務名

DXの加速に向けた行政事務のBPR（業務改革）に関する伴走型支援業務委託

(2) 委託業務の内容

別添、「DXの加速に向けた行政事務のBPR（業務改革）に関する伴走型支援業務委託仕様書」のとおりとする。なお、本業務の仕様書の内容については、企画提案書を踏まえ変更する場合がある。

(3) 委託期間

委託期間の開始日から令和7年3月31日まで

3 提案限度額

20,000,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 令和6年4月1日時点において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

- ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、（１）に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）
- イ 令和元年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として１件当たりの税込金額 500 万円以上の下記業務の履行実績を有する者であること。
- ・業務改善（BPR）、行政手続のオンライン化に関するいずれかの実施支援等の業務

5 選考日程

（１）全体スケジュール

3月25日(月)	業者選定審査会による方式の決定
3月26日(火)	事業実施の公告、公表、公募の開始
3月26日(火)	業務説明資料等の交付開始
4月8日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
4月9日(火)	参加資格確認通知書の送付
4月12日(金)	質問の回答期限
4月19日(金)	提案書等の提出期限
4月24日(水)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
5月13日(月)（予定）	業者選定審査会による業者の決定
5月14日(火)（予定）	選考結果の通知
5月22日(水)（予定）	見積徴収
5月30日(木)（予定）	契約締結

（２）ヒアリング

- ア 日時 4月24日（水） 午前10時から午後3時までのうち指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所 南庁舎3階 南33会議室
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分以内、質疑応答15分）とする。
 - ・出席者は3名以内とする。
 - ・説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
 - ・プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員（予定）※役職及び所属は、令和6年4月1日時点（予定）のものを記載。

委員長	総務部 CDO	佐々木 大祐
委員	総務部 副部長	塚田 良
	行政改革推進課	課長 藤田 憲彦
	情報システム課	課長 柴田 拓馬
	情報戦略課	課長 久米 裕之
	道路維持課	担当長 山下 雄一郎
	こども家庭課	担当長 柴田 啓佑

7 提案書等の提出書類

A4サイズ8枚以内（見積書及び積算内訳書を除く）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本8部）する。ただし、副本には、会社名や会社ロゴ等の参加者名に繋がる表示は削除すること。

（１）業務経歴

業務改革（BPR）、行政手続のオンライン化及び標準化に関するいずれかの実施支援等の業務の実績

- 一覽（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）（A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）
- （2）業務担当体制
総括責任者及び主任担当者の資格、経歴、業務改革（BPR）、行政手続のオンライン化及び標準化に関するいずれかの実施支援等の業務実績、現在の手持ち業務（A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）
- （3）業務実施方針
実施方針、重点項目、具体的方法の概要を記載すること（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）
- （4）本業務に関する提案
企画提案書作成要領を基に、以下の項目ごとに具体的な調査・検討方法を提案すること。
【提案を求める項目】（別添「企画提案書作成要領」参照）
 - ア 現行業務調査に関する提案（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）
 - イ 業務改革（BPR）の検討に関する提案
（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）
 - ウ 手続きオンライン化ツールでの申請フォーム等の作成支援に関する提案
（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）
 - エ 相談会の開催に関する提案
（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）
- （5）工程計画（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）
- （6）見積書及び積算内訳書（1部）

8 評価基準

- （1）下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
 - ア 業務経歴等
 - （ア）企業の業務実績（5点）
 - （イ）業務担当者等の経験及び能力（15点）
 - イ 業務実施計画等
 - （ア）業務実施方針（35点）
 - （イ）本業務についての提案・意見 ア・イ・ウ・エ（45点）

※詳細は別紙「企画提案書審査表 評価基準」のとおり
- （2）最高得点の者が同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。
- （3）提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

9 その他

- （1）このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- （2）次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- （3）提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- （4）提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- （5）契約の締結は、本プロポーザルにより特定された業者を見積徴取の相手方とし、施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。
- （6）本契約の履行結果が優良な場合、令和7年度手続のオンライン化に伴う行政BPR（業務改革）に関

する支援業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。
(7) 選考結果通知後の辞退は認めない。

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
(2) 人的関係	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>